

農林水産課からのお知らせ

○火入れのときは

森林やその周囲1キロメートルの範囲内にある土地で火入れを行う場合は、山火事などの防止のため、火入れを行う10日前までに市に「火入許可申請書」を提出しなければなりません。申請に係る火入れが許可されるのは、次の目的のものに限られます。

- ①造林のための地ごしらえ②開墾準備③害虫駆除④焼畑⑤採草地の改良

また、周囲に延焼のおそれがないと認められることが条件となります。次の注意事項を守り、行ってください。

- ①くわ、スコップ、バケツ等の消火に必要な器具や消火用水、または消

**平成17年度 定例社会保険事務相談所
(年金相談等)の開設日程**

	佐和田商工会 ☎52-3148 受付13:30~15:30 毎月第3水曜日	両津商工会 ☎27-5128 受付9:00~11:00 毎月第3木曜日	小木町商工会 ☎86-2216 受付9:00~10:30 毎月第3木曜日
4月	20	21	21
5月	18	19	19
6月	15	16	16
7月	20	21	21
8月	10	11	11
9月	21	22	22
10月	19	20	20
11月	16	17	17
12月	21	22	22
1月	18	19	19
2月	15	16	16
3月	15	16	16

※佐和田商工会の8月は10日になります。
※両津商工会・小木町商工会の8月は11日に、9月・12月は22日になります。

火器を携帯する②気象条件の悪い時(強風・多湿)はやめる③風下から行い、傾斜地の場合は上方から下方に向かって行う④日の出後に着手し、日没までに終了する⑤その他、指示があった場合はそれに従う

申請用紙は市役所農林水産課・各支所産業課または産業建設課に用意してあります。

○「緑の募金」にご協力お願いします
4月1日(金)~5月31日(火)
事務嘱託員さんを通じて各家庭にご協力をお願いします。

○「山火事予防運動」
4月1日(金)~5月8日(日)
植林作業等で山林に立ち入る際には、火気の取り扱いにご注意ください。

○「スギ花粉とその対策」
佐渡市では例年3月上旬からス

ギ花粉の飛散が始まります。林業面からその対策を推進します。林家の方はご協力をお願いします。

- ①陽当たりの良い道路端など雄花の着花量の多い林の間伐、枝打ちを行う②薬剤(ウニコナゾール、マレイン酸ヒドラジド、不飽和脂肪酸など)で雄花の形成を抑制、落下させる③雄花を付けにくいスギを植える

お問い合わせ先
市役所農林水産課
農地林政係 ☎63-5117
または各支所 農地林政係

事業主のみなさんへ
労働保険の年度更新
手続きはお早めに!

労働保険の年度更新手続きはお済みでしょうか?申告書の提出と保険料の納付は、今年5月20日(金)が期限です。まだ済んでない人は、早めに手続きをしてください。また、労働保険事務組合に事務を委託されている事業主の人は、事務組合が指定する日までに手続きを完了してください。なお、詳しくは新潟労働局労働保険徴収課(☎025-234-5921)、または労働基準監督署(☎23-4500)へお尋ねください。

佐渡労働基準監督署
佐渡公共職業安定所

障害者福祉助成制度のお知らせ

制度	助成内容等	対象者
精神障害者医療費助成制度	健康保険で定められた自己負担額の50%の医療費を助成します。	①通院医療費公費負担制度により医療費の補助を受けている人 ②入院により精神障害の医療を受けている人 ※生活保護を受けている人、佐渡市乳児・幼児・重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費助成を受けることができる人は除く。
心身障害者及び精神障害者通所授護所等通所費補助金交付制度	通所授護所等へ通所するためのバス運賃の一部を補助します(路線バスにより通所した場合のみ対象)。	心身障害者及び精神障害者通所授護所等へ通所している人
通院費補助金交付制度	右記①~③の疾病の治療のために通院した際の交通費の一部を補助します。	①特定疾患認定患者：特定疾患医療受給者証または小児慢性(小児慢性特定疾患を含む)特定疾患医療受診券が交付されている人 ②人工透析を受けている人：身体障害者手帳および特定疾病療養受給証が交付されている人 ③精神障害者：精神障害者保健福祉手帳が交付されている人
福祉タクシー	○市内のタクシーに乗車した場合のタクシー料金の一部を助成(利用券交付) ※4月1日からは古いタクシー利用券(薄いピンク色)は使えませんので、市役所で手続きしてください。	身体障害者手帳1級・2級、および下肢不自由または体幹不自由3級の人と療育手帳Aの人

申請方法など詳しいことはお問い合わせください。問い合わせ先 市役所社会福祉課 障害福祉係 ☎63-5113